

郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

平成30年5月18日制定
平成31年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年11月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和7年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所保健・感染症課]

(設置)

第1条 郡山市自殺対策基本条例（平成29年郡山市条例第36号）第18条の規定に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市自殺対策推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には保健所次長、副会長には保健・感染症課長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ委員以外の市職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部保健所保健・感染症課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 局	職 名
総務部	総務法務課長
	職員厚生課長
政策開発部	広聴広報課長
税務部	市民税課長
	収納課長
市民部	市民・NPO活動推進課長
	ダイバーシティ推進課長
	国民健康保険課長
	セーフコミュニティ課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
	生活支援課長
	障がい福祉課長

	健康長寿課長
	地域包括ケア推進課長
	保健所総務課長
	保健所健康政策課長
	保健所健康づくり課長
こども部	こども総務企画課長
	子育て給付課長
	こども家庭課長
	保育課長
農商工部	産業雇用政策課長
建設構想部	住宅政策課長
教育委員会事務局	生涯学習課長
教育総務部	中央公民館長
教育委員会事務局	学校管理課長
学校教育部	学校教育推進課長
	総合教育支援センター所長
	教育研修センター所長
上下水道局	営業課長